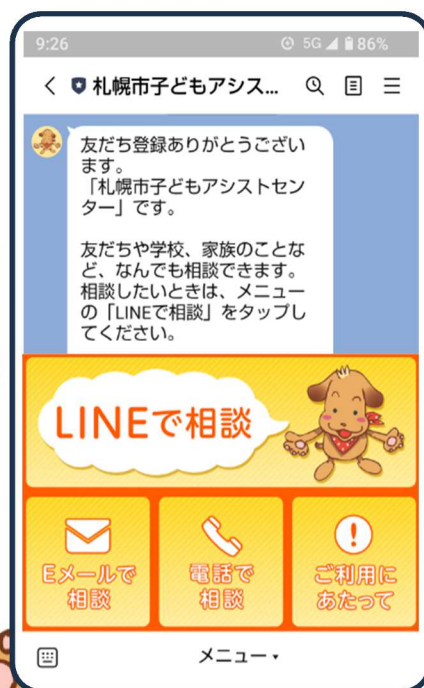


【活動レポート編】

第1章 子どもアシストセンターの概要

第2章 令和7年度の活動レポート

第3章 関係機関との連携



第1章 子どもアシストセンターの概要

1 設置目的と性格

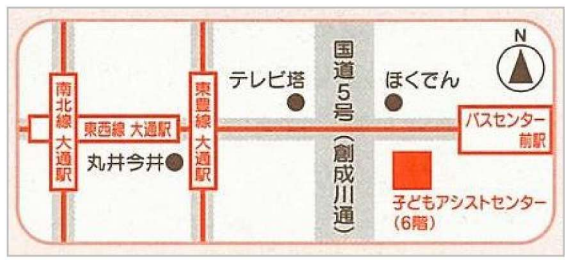
札幌市子どもの権利救済機関（以下、通称名の「子どもアシストセンター」という。）は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「条例」という。）」第33条に規定する子どもの権利救済委員制度として、いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に設置された公的第三者機関です。

子どもアシストセンターでは、子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行うとともに、権利侵害からの救済の申立てなどに基づき、その子どもの最善の利益の実現を図るため、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。

この機関の特徴は、行政からの独立性が確保された、いわば子どものためのオンブズマンであるところにあり、救済委員には、必要と判断した場合に「勧告」、「意見表明」、「是正要請」などを行う権限が付与されています。

2 運営体制

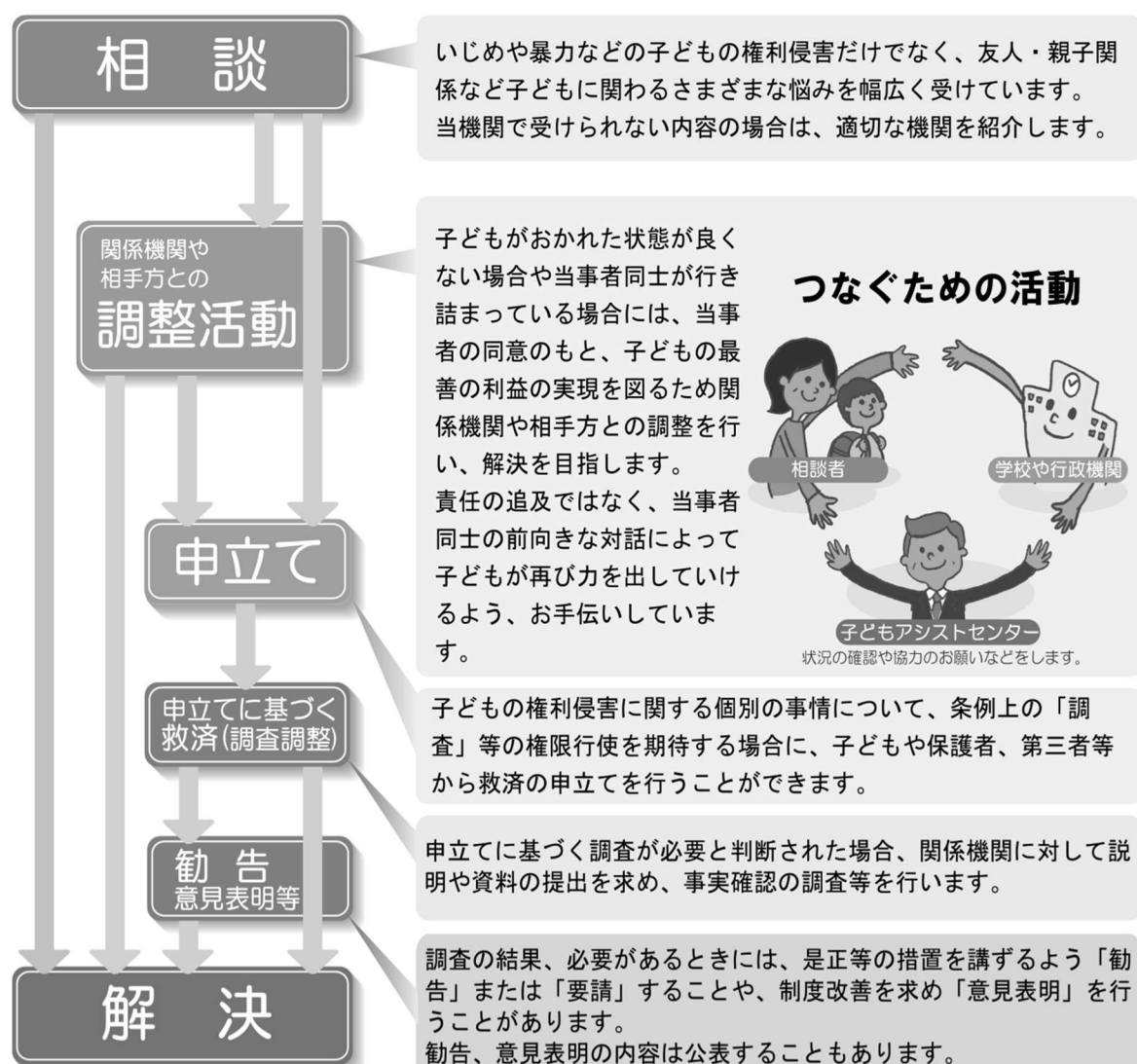
組 織 体 制	・ 委員等 救済委員2名(大学教授・弁護士:令和7年度)、調査員3名、相談員7名 ・ 事務局 4名(事務局長1、事務局次長1、係長職1、担当職員1) ※事務局長は子ども育成部長が、事務局次長は子どもの権利推進課長が兼務
基 本 姿 勢	・ 「子どもの最善の利益」を判断の基準にします。 ・ 子どもの話をよく聴いて、子どもの気持ちに寄り添います。 ・ 子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう支援します。
相 談 ・ 救 済 の 基 本 的 対 応	・ 相談を通して、子どもに関わるさまざまな悩みを幅広く受けながら、子どもの権利侵害からの救済を図っていきます。 ・ 救済の申立ての対象は、権利を侵害された子どもの個別救済です。 ・ 解決のために必要があるときは、申立ての有無に関わらず相談者の同意を得て調査や調整を行いますが、相手をいさめたり白黒をつけたりするために行うものではなく、何がその子どもにとって最善であるかを関係者が共有し相互に理解しながら、子どもを支援することを目的としています。

対 象	・ 18 歳未満の子どもが対象です（18 歳又は 19 歳であっても、高校 3 年生など 18 歳未満の子どもと同じような環境にある場合は対象となります）。 ・ 札幌市内に在住する子どもが対象です（札幌市外に在住する子どもでも、札幌市内の学校や施設に通学や入所をしており、相談や救済の申立ての原因となった事実が札幌市内で発生した場合には対象となります）。 ・ 申立てによる救済の対象は、救済申立ての原因となった事実のあった日から、3 年を経過していないものです。
相 談 時間帯	・ 月～金 午前 10 時から午後 8 時まで ・ 土 午前 10 時から午後 4 時まで（令和元年度以前は午後 3 時まで） ※ 日曜日、祝日、年末年始は休み ※ 電子メール、L I N E の受信は年中・終日可能
相 談 方 法	・ 電話 - 子ども専用電話 0120-66-3783（通話料無料） - 大人用電話 011-211-3783 ・ 電子メール - メールアドレス assist@city.sapporo.jp ・ 面談 ※原則予約制 ・ L I N E〔子ども専用〕（令和 2 年度より通年実施） L I N E 友だち登録用 二次元コード 
所在地	・ 札幌市中央区南 1 条東 1 丁目大通バスセンタービル 1 号館 6 階 

3 相談・救済の流れ

子どもアシストセンターの対応は、子どもに関するさまざまな悩みについて相談を受けるところから始まります。相談だけで解決に至らない場合などは、相談者は救済の申立てを行うことができ、救済委員は関係機関に対する調査のほか、必要に応じて、勧告や意見表明をする場合があります。

相談から解決まで



解説

救済委員（2名）

子どもアシストセンターのまとめ役。専門的な立場から、寄せられる相談の内容を検討し、調査員や相談員に指示や助言を与え、事案に対する最終判断を行います。

令和6年度からは、大学教授と弁護士が市議会の同意を得て任命されています。

調査員（3名）

学校や他の機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについて事実関係の確認や、関係者の話合いの場を設けるなどの活動を行います。

令和7年度は、弁護士、児童・社会福祉関係の経験者、教育関係の経験者が調査員を務めています。

相談員（7名）

子ども・大人から寄せられるさまざまな相談に応じ、助言や支援を行います。

教育関係の経験者や相談機関の経験者など、さまざまな経験をもつスタッフが、ひとつひとつの相談に丁寧に対応しています。

第2章 令和7年度の活動レポート

令和7年度の相談等の傾向

令和7年度の相談件数は、実件数1,141件、延べ件数3,041件であり、前年度と比較して実件数で56件の増加、延べ件数で193件の減少となりました。

救済の申立てを前提としない、相談の延長としての調整活動⁽¹⁾の案件数は25件で、前年度と比較して3件減少しました。

救済の申立て⁽²⁾は3件受理しました。

相談方法は、LINEが延べ1,579件で、前年度と比較して348件減少、電話が延べ1,220件で、前年度と比較して207件増加、Eメールが延べ159件で、前年度と比較して65件減少、面談が82件で、前年度と比較して12件増加しました。

1 相談の状況



(1) 相談対応の姿勢

子どもアシストセンターでは、いじめや暴力などの子どもの権利の侵害にかかわる相談だけでなく、友人関係や親子関係なども含めた様々な悩みの相談を幅広く受け付けています。

相談にあたっては、相談者の心情に寄り添った支援を行うことを念頭に、可能な限り当事者である子ども本人の意見を聴くように努めています。

また、悩みの内容によっては、子ども自らが問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援も意識して相談活動を行っています。

(2) 相談件数

令和7年度に受け付け、対応した相談件数は、実件数1,141件、延べ件数3,041件であり、前年度に比べて実件数で5.2%増、延べ件数で6%減となりました。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなどの調整活動を行った件数も含まれています。

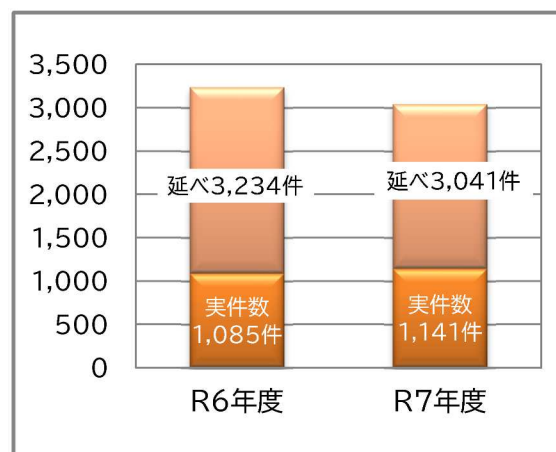


図1 相談件数

(1) 調整活動

救済の申立てに至らない場合でも、相談の内容によっては相談者の同意のもと関係機関との調整を行うことがあります。

(2) 救済の申立て

子どもの権利侵害に関する個別の事情に基づいて、条例上の「調査」等の救済委員の権限行使を期待する場合に、子どもや保護者、第三者等が救済の申立てをすることができます。

(3) 子どもからの相談方法

子どもアシストセンターでは、LINE相談を令和2年度から通年実施しています。令和7年度は、子どもからの延べ相談件数 2,148 件のうち、LINEが 1,563 件 (72.8%) と、前年度の 1,922 件 (79.1%) から減少しました。

しかし、電話は488件 (22.7%)、Eメールは43件 (2.0%)、面談は54件 (2.5%) であることから、LINEによる相談が多い状況は例年と同様です。

LINE相談が増えている原因としては、以下のことが考えられます。

一つ目は、令和元年度から、小学生、中学生のスマートフォン利用率⁽³⁾が上昇傾向にあること。

二つ目は、子どもの年齢や発達段階によっては、悩みがあっても、第三者に自分の気持ちや状況を説明するのが難しいものですが、メールと違ってLINEなら文章を組み立てる必要がないこと。

三つ目は、LINEで相談してくれた子どもに、相談員が電話で話せないかと尋ねても、LINEでの相談継続を希望する子が一定程度いるように、子どもにとっては、電話よりLINEの方が相談のハードルが低いこと。

以上のことから、LINEが子どもにとって相談しやすい方法であるために、LINE相談が増えていると考えられますが、LINEのやり取りだけで子どもの様子を読み取ることには一定の限界があります。

そのため、LINEから始まった相談であっても、その内容によっては、これまでと同様に、子どもの気持ちに配慮しつつ、相談員から電話や面談に誘い、適切な支援ができるよう努めています。

表1 子どもからの相談方法の内訳

相談方法	件数 (件)	割合 (%)
LINE	1,563 (1,922)	72.8 (79.1)
電話	488 (370)	22.7 (15.2)
Eメール	43 (89)	2.0 (3.7)
面談	54 (50)	2.5 (2.1)
その他	0 (0)	0.0 (0.0)
合計	2,148 (2,431)	100.0(100.0)

※ () 書きは前年度の数値

※ 割合 (%) は小数第二位を四捨五入

※ 割合の合計は端数の処理上必ずしも 100.0%にはならない

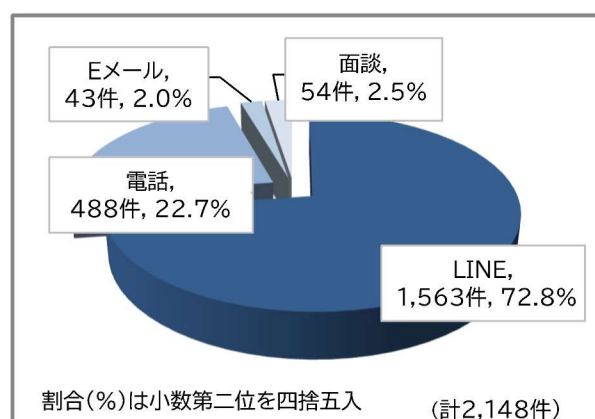


図2 子どもからの相談方法の内訳



相談件数等の詳細



P31~P33

第5章 令和7年度の統計データ詳細

(3) 小学生、中学生のスマートフォン利用率

小学生 (10 歳以上) は令和元年度 49.8%→令和7年度 66.5%、中学生は令和元年度 75.2%→令和7年度 90.4%と上昇しています。(こども家庭庁 令和7年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」より)

(4) 相談活動の事例の紹介

子どもアシストセンターには、子どもや保護者等から寄せられる相談に対応するため7名の相談員がおり、救済委員と調査員の指導・助言のもとで日々相談活動を行っています。様々な職歴や経歴をもつスタッフが、それぞれの経験を活かしながら、相談者の声に耳を傾け、親身に相談に応じています。以下に、令和7年度の相談事例の一部を紹介します。

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】

心配せずに目標の実現のために進もう

【中学生 本人から】

Aさんから、「人間関係と将来に不安があり、これからどうしたらよいのか」との切実な相談がLINEで寄せられました。Aさんは、現在抱えている悩みを誰かに直接話したいという強い希望を持っていたため、アシストセンターではLINE経由でも直接会って話す「面談」が可能であることを伝え、実施に至りました。

面談において、Aさんはこれまで仲良くしていた友人関係の変化に戸惑い、相手からの否定的な態度に耐えられない、また、他人と自分を比較して、「自分は何もできない」という劣等感や、将来の目標に対して自信が持てず、考え込むあまりに疲れてしまい、「これからどうしたらよいのか」という胸の内を話してくれました。

相談員は、友人関係について具体的なアドバイスを行うとともに、Aさんは十分に頑張っていること、他者と比較する必要はないことを伝えました。さらに、将来を真剣に考える姿勢を肯定し、焦らずに目標の実現のために必要なことから取り組むよう提案しました。

Aさんは自分の気持ちを包み隠さず話せたこと、それを相談員に受け止めてもらえ認めてもらったことで少しほっとした様子でした。自分では自信を持てず将来に不安を持っていたことも、真剣に考えている証であると肯定的に捉えてもらったことで「焦らずにやっていこう」と思う気持ちにつながったようです。

この事例では、LINEでの相談から面談へとつなげ、直接対話で悩みを吐露したことで、Aさんは自身の気持ちを整理することができました。その結果、人間関係や将来に対する不安な気持ちが落ち着き、心理的な回復へと向かった事例です。

自分の気持ちに素直になろう

【中学生 本人から】

Bさんから、「部活動の雰囲気が悪く居場所がない、気分が憂鬱である」との相談がLINEで寄せられました。Bさんは部活動での話し合いに加われず、強い疎

外感と「自分は部に貢献していない」という自己否定感から、精神的に非常に辛い状況にありました。

これに対し相談員は、Bさんが周囲に気を配り、集団で活動しようと努めている姿勢を受けとめ「無理に強くならなくていい」と受容的なメッセージを送りました。その後もBさんからは相談が続き、人間関係の不信感、先生に相談することへの迷い、周囲への気兼ね、不安による体調不良など、学校生活における多岐にわたる苦痛が綴られました。また、期待されたことができなかった自分自身に対して情けなく思うという繊細な悩みも打ち明けられました。

相談員はその都度、Bさんの感情の揺れ動きに寄り添い続けました。信頼できる人への相談を促すと同時に、「自分の心が折れてしまうまで頑張りすぎず、そこまで取り組んでいる自分自身を褒めてあげてほしい」と、時間をかけて丁寧に伝え続けました。

継続的なやり取りを経て、Bさんから「部活動のみんなと少しずつ話せるようになった」との報告がありました。また、「これからは、自分の気持ちを大切に頑張りたい」という前向きな意思も示されました。

このようにこの事例は、LINEを通じてBさんの些細な気持ちの揺れ動きに寄り添い、継続的な働きかけを行った結果、Bさんが自ら不安と向き合い、前向きな変化（成長）を遂げるに至った一例です。

(5) 留意ケース

子どもの置かれている状態が権利侵害であると疑われる場合で、その時点では調整活動や救済の申立てには至らないものの、将来的にその可能性があるものを「留意ケース」として、特に慎重に相談の経過を管理しています。調整活動や申立てに備えて、相談状況をスタッフ全体で共有し動向を注視することにより、権利侵害を見落とすことなく、事案の特性や状況の変化に迅速かつ適切に対応することを目的としています。

令和7年度は、15件の事案について留意ケースとして動向を注視していましたが、調整活動の対象となる事案はありませんでした（令和6年度の留意ケースは18件）。

2 調整活動の状況



(1) 調整活動について

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間で公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整をすることが必要になることがあります。救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、必要に応じて救済委員の判断により調整を行う場合があります。これを「調整活動」と位置付けています。調整活動は関係機関への事実確認や児童相談所への虐待通告、問題解決のための協力要請や話し合いなど、さまざまな内容、関わり合いのものを含みます。

相談者と関係機関の間に介入する際は、第三者的な立場で、相談者の要求を調整先の関係機関に伝えるだけでなく、関係機関における相談者への対応や状況等をお聴きし、相談者と関係機関がお互いに理解・協力し合える環境を整えることを目指します。

(2) 調整活動の件数

令和7年度は「調整活動」を25の案件について、延べ63回行いました（令和6年度は28の案件について128回実施）。

調整先として、最も多かったのは児童相談所で、18件（令和6年度14件）でした。このうち、児童虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条⁽⁴⁾に基づき児童相談所に虐待通告したものが3件ありました。

学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った、学校を調整先とする案件は8件（令和6年度11件）でした。その他、他の相談支援機関や医療機関などを調整先とした案件もありました。

表2 相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目 \ 調整先	小学校	中学校	高校	市教育委員会	市児童 ^{※1} 相談所	その他 ^{※2}	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	2	3	0	1	15	4	25
学校(幼稚園)生活 (子どもと教師の関係、いじめ、不登校など)	1	1	1	3	3	0	9
合 計	8			26			25 ^{※3}

※1 各区家庭児童相談室を含む

※2 他相談支援機関(3件)、医療機関(1件)

※3 複数の調整先を持つ案件があるため、調整先別の調整活動件数の合計(34件)と調整案件数(25件)は一致しない

調整活動件数の経年の推移

P38 第6章-2 調整活動の状況

(4) 児童虐待の防止等に関する法律 第6条(抜粋)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

(3) 調整活動の事例の紹介

【プライバシーを守るため、事例は加工して掲載しています。】



子どもの居場所の確保

【相談内容（小学生 本人から）】

Cさんから、「安心できる場所がない」と電話で相談がありました。

Cさんは、以前友人から心無い言葉をかけられたことがきっかけで深く傷付き、登校が困難な状況になっているとのことでした。家族はそんなCさんの気持ちを理解してくれず、話を聞いてくれないとのことでした。

相談員がCさんの置かれている現状を確認すると、学校に行けなくなった理由は、複数の人間関係に苦しんでいることも原因であるとのことでしたが、この状態が続くと家族からさらに責められる可能性がありどうしたらいいのか、また、家族はCさんに対して時に厳しい対応をすることがあるとのことで、不安を感じている様子で泣きながら話してくれました。

【調整活動の実施と経過】

登校できていない状況を家族から責められ、怯えている様子がうかがえたため、相談員はCさんの本心や、今どれほど辛い状況にあるかを親に伝えることが必要であると話しました。Cさんが自分自身で家族と話し合うことが大切ですが、アシストセンターが家族と話し合うこともできると伝えました。また、万が一に備え、身体的・精神的な不安を感じる場合は、躊躇せずに児童家庭支援センターなどの外部の機関に助けを求める方法もあると伝えました。

その後、Cさんから、児童家庭支援センターに自ら電話して相談したという連絡がありました。

数日後、Cさんから、家族と話し合い、家族もCさんの気持ちを理解してくれたので、家族と仲直りすることができ、現在は落ち着きを取り戻したと報告がありました。

また、アシストセンターでは、本人の了承を得た上で、児童家庭支援センターと情報共有を図り、児童家庭支援センターとしても引き続き見守ることになったとのことでした。

Cさんは、誰かに相談することで人を頼ることに前向きになることができ、結果的に自分が安心できる場所を取り戻すことができました。これは、子どもが置かれている状況を正確に確認し、子どもに危険が及ばないよう慎重な対応が大切であると感じる事例でした。



友人からいじめを受けていると感じる

【相談内容（中学生 本人から）】

Dさんから、「友人からいじめられていると感じ、精神的につらい」とLINEで相談がありました。本人からは、アシストセンターに電話をかけたいという希望があり、電話でのやり取りに繋がりました。

Dさんは、仲間外れにされていること、暴言を浴びせられたり不快な行為を繰り返されたりしていること、さらには自分の写真をSNSにさらすと脅され怯えているということを話してくれました。また、学校の先生や親には相談しづらいという気持ちも素直に話してくれました。

【調整活動の実施と経過】

Dさんの話し方から、いじめを受けていると感じながらも、友人関係を大切にしていきたいという気持ちを汲み取ることができました。相談員からは、いじめられていると感じていることを先生に気づいてもらえるような方法についてアドバイスしつつ、アシストセンターからも学校にDさんの状況を伝えることができると話したところ、連絡してほしいとのことでした。また、親に対してもアシストセンターに話したことをそのまま伝えるよう促しました。

調査員から学校に連絡し、Dさんからの相談内容を共有して、本人からの相談に対応していただくようお願いしたところ、話をする機会を設けていただくことになりました。

この間、Dさんからは親に悩みを話すことができ、学校にも相談する心の準備ができているという連絡がありました。

その後、この件に関して、本人や学校から報告はありませんが、その後のDさんの様子から、学校はアシストセンターから連絡を受けた直後に相談の場を設けてくれたことが分かり、解決もしくは改善策が取られたと考えられます。子どもが頼ることができる場所としてアシストセンターを活用いただけた事例です。

3 救済の申立てによる調査



(1) 救済の申立てについて

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済としています。解決のために必要なときは調査や調整を行いますが、相手をいさめたり白黒つけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とします。

(2) 救済の申立て受理件数と概要

令和7年度は、救済の申立てを3件受理しました（令和6年度2件）。

	権利侵害の申立て内容	対処結果等	調査等の回数
案件1	【離別した子との面会交流に関すること】 申立人と離別した子どもが面会交流できないことは、子どもの権利を侵害している。	子どもの権利条例第38条第1号（判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案）に該当すると判断し、調査を実施しなかった。	—
案件2	【離別した子との面会交流に関すること】 申立人と離別した子どもが面会交流できないことは、子どもの権利を侵害している。	子どもの権利条例第38条第1号（判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案）に該当すると判断し、調査を実施しなかった。	—
案件3	【いじめ被害に対する学校の対応について】 いじめ被害に対する学校の対応は、子どもの権利を侵害している。	調査の結果、学校による権利侵害の事実は認められず、是正勧告を要するような問題点を見出すことはできないと判断した。	7回

(3) 「是正等の措置の勧告」、「意見表明」及び「是正の要請」ならびに「自己発意による調査」

これまでに「是正等の措置の勧告（条例第39条第1項）」、「意見表明（条例第39条第2項）」及び「是正等の要請（条例第40条）」に至った案件はありません。

また、令和7年度において、救済委員の自己の発意による調査⁽⁵⁾を実施した案件はありませんでした。



救済申立て件数等の経年の推移



P39～40 第6章-3 救済申立ての状況

(5) 救済委員の自己の発意による調査

救済委員は、マスコミを通じての情報や救済委員が独自に入手した情報などを根拠として、申立てがなくても、子ども権利救済の観点から調査を実施することが適切であると考えられる場合は、原則、当該子ども又は保護者の同意を得たうえで、自己発意に基づく調査等を行うことができます。

1 子どものための相談窓口連絡会議

札幌市内には、子どもアシストセンターの他にも、国、北海道、民間団体が運営する多くの相談機関があります。

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、変化に即して問題解決や状況の改善を図っていくためには、行政機関だけではなく、民間団体等も含めた幅広い連携が必要となります。

そのため、子どもアシストセンターは、相談機関相互のスムーズな連携が図れるよう、平成21年度から他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議（当センターを含む官民22機関が参加）」を開催しています。

令和7年9月に開催した第33回会議では、各機関の特性や実務的な考えを共有して具体的な協働につなげるため、事例検討を行いました。品川救済委員がファシリテーターを務め、二つの事例について、各相談機関でどのような対応が可能かなど、実践的な意見交換を行いました。

また、令和8年2月に開催した第34回会議では、「「境界知能」の支援の在り方」と題した明治学院大学文学部教職課程専任講師の日下虎太郎氏による講義の後に、講義テーマに関する意見交換を行いました。

これからも、子どもとその家族を支える相談機関が、互いのことを知り、必要なときに連携・協力できる関係づくりを続けていきます。

【会議日時及び内容】

会 議	日 時	内 容
第33回会議	令和7年9月26日(金)	1 参加各機関からのお知らせ 2 事例検討 (1) 同居している親が亡くなり、別居中のもう一方の親との関係やその後の生活について (2) オンライン上の生活に満足している不登校児童について
第34回会議	令和8年2月27日(金)	1 講義「「境界知能」の支援の在り方」 2 講義テーマに関する意見交換 3 参加各機関からのお知らせ

2 活動状況の報告等

権利の侵害から子どもを救済するために最も大切なことは、関係者の理解と協力を得ながら、子どもと子ども、子どもと大人の関係調整を図っていくことです。

そのためには、子どもアシストセンターの活動状況や、相談を通して見えてくる子どもを取り巻く課題などについて、ご理解いただくことが重要であり、このことが再発防止や予防にもつながると考えています。

そのため、学校や地域の関係団体などに対して積極的に活動状況の報告や説明を行っています。

【主な報告機関等】

名 称	報告日
札幌市学教連絡会	令和7年8月26日
北海道私立中学校・高等学校協会札幌支部会議	令和7年11月14日
札幌市青少年育成委員会連絡協議会	令和7年8月21日

3 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムへの参加

標記シンポジウムは、子どもの権利の普及、地方における子ども施策のあり方を協議することを目的として、毎年開催されております。（※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルスの影響により中止）

令和7年度は、埼玉県入間郡三芳町で「「地方自治から広げる子どもの権利」～子どもと創る、子どもにやさしいまちづくり～」をテーマに開催されました。

シンポジウムには、朝倉救済委員、事務局職員がオンライン参加し、他の自治体における子どものための相談・救済に関する活動の現状と課題について理解を深め、アシストセンター内でも情報を共有しました。

【会議日時及び内容】

日 時	内 容
令和8年2月7日（土） 13：00～16：45	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2025 三芳町（全体会）
令和8年2月8日（日） 10：00～16：50	同シンポジウム （第1分科会 子ども相談・救済）

